

# 千葉市国土強靱化地域計画（改定案） 概要版

## ●計画の目的

本計画は、これまでの大規模災害の教訓を活かし、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざすものである。本計画に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた強靱な地域づくりを推進する。

## ●計画改定の経緯等

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が公布、施行され、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。その後、相次いで発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30 年 12 月には新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。

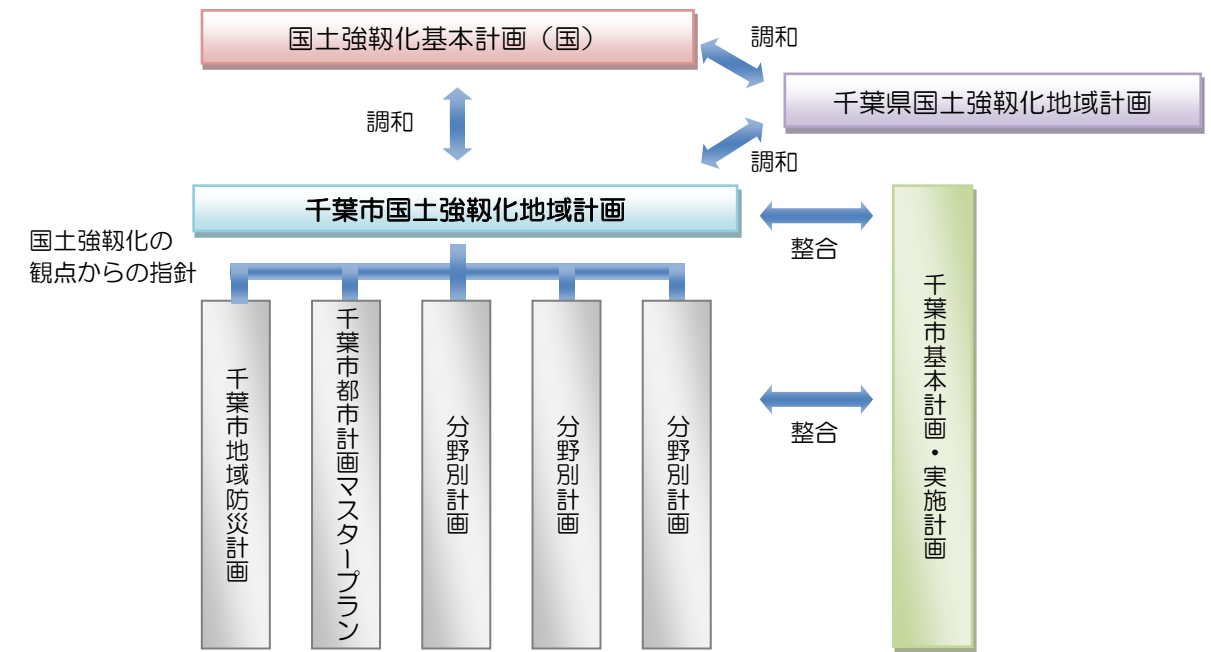
本市においては、「千葉市国土強靱化地域計画」を平成 30 年 3 月に策定し、様々な取組を推進してきた一方で、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、地域の強靱化は引き続き喫緊の課題となっている。

千葉市国土強靱化地域計画のアクションプラン編については平成 30 年～令和 2 年までの計画期間で策定していたが、同じく千葉市の最上位計画であり本計画とも密接に関連する千葉市基本計画が令和 5 年度から新たに開始されることから、計画期間を合わせて改定を行うもの。

## ●計画の位置付け

本計画は、国土強靱化の観点から市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、千葉市基本計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づける。



## ●計画の構成と計画期間

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の 2 編で構成し、主な内容は次のとおりとする。また、アクションプラン編の計画期間は千葉市基本計画の実施計画と整合を図るため、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間とし、実施計画に合わせて見直すこととする。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の基本的な考え方</li> <li>脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策</li> <li>対応方策の重点化</li> </ul> 等
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画事業と数値目標</li> </ul> 等

## ●地域防災計画との違い

地域防災計画と国土強靱化地域計画の違いは次のとおりである。

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の検討	リスクに対して脆弱性の評価を行った上で対策を検討	—
対応方策の重点化	重点化を行う	—

## 計画改定の主なポイント

＜ポイント1 国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画との調和＞

→国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月見直し）、千葉県国土強靱化地域計画（令和 4 年 3 月見直し）との調和を図り、目標や起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、強靱化施策分野等について見直し

【事前に備えるべき目標およびリスクシナリオの見直し】

- ・災害発生時の被災者等の健康・避難生活環境を確保する視点を追加
- ・ICT 技術の発展から災害発生時に活用する情報サービスの視点を追加
- ・従前より強靱な姿で復興するという視点を追加 など

【強靱化施策分野の見直し】

- ・横断的分野として「国、県、民間事業者等との連携」、「老朽化対策」、「少子高齢化対策」を設定

＜ポイント2 近年の災害教訓を反映＞

→現行計画策定後、令和元年房総半島台風や令和元年 10 月 25 日の大雨などの災害により本市において甚大な被害が発生したことや新型コロナウイルス等感染症の拡大を踏まえ、リスクシナリオの対応方策等に反映

- ・太陽光発電設備や蓄電池の整備、通信環境の整備等について、記載を充実
- ・土砂災害対策の強化に関する取組について記載を充実
- ・新型コロナウイルス等感染症対策に関する取組を追加 など

＜ポイント3 千葉市基本計画等の関連計画との整合＞

→令和 5 年度から新たに開始される千葉市基本計画や関連計画等と整合を図り、リスクシナリオの対応方策を追加

- ・防災教育・学習の充実を追加
- ・ドローンを活用した災害対応を追加

## ● 国土強靱化地域計画の特徴

国土強靱化地域計画は、様々な自然災害やあらゆるリスクを見据えた計画であり、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる「強靱」な地域社会、地域経済づくりに向け、本市の持続的な発展を推進するものであり、長期的な幅広い視野のもと、発災前（平常時）から実施すべき取組を整理・具現化する。

そのため、地域を強靱化する上での目標を設定した上で、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえて対応方策を検討し、さらに、リスクが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

## ● 地域を強靱化する上での目標

改定のポイント

※改定箇所を網掛けで表示。（以下同様）

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」、及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、※いずれも変更なし

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



事前に備えるべき目標

(1) 直接死を最大限防ぐ

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、! 熊本地震等の災害教訓から避難生活の環境を確保する視点を追加  
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する ! ICT技術の発展から災害時に活用する情報サービスの視点を追加

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない ! 従前より強靱な姿で復興する視点を追加

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## ● リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定

改定のポイント

大規模自然災害を想定し、地理的・地形的な地域特性等を踏まえ、40のリスクシナリオを別紙のとおり設定する。  
! リスクとして一体的に捉えるべきものは統合するなど見直し

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置き、7つの個別施策分野と3つの横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	①住宅・まちづくり・交通 ②保健・医療・福祉 ③緑地・水辺・環境 ④産業・農林 ⑤文化・教育・交流 ⑥市民参加・コミュニケーション ⑦行政機能（危機管理・消防）
横断的分野	⑧国、県、民間事業者等との連携 <span style="float: right;">! 特定部局だけで担うものではなく、関係機関等との連携や、市全体として取り組む分野</span> ⑨老朽化対策 ⑩少子高齢化対策

## ● 脆弱性の分析・評価の結果のポイント

改定のポイント

! 千葉市基本計画と一体的に推進する必要性を追加

- (1) 「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」（千葉市基本計画抜粋）の実現に向けた長期的視点が必要  
いかなる自然災害にも対応できる強靱なまちづくりに向けて、持続的なまちの発展を推進していくことが重要である。未来の千葉市の姿の実現に向け、千葉市基本計画や分野別計画と整合を図りつつ、長期的視点のもと施策を推進していく必要がある。
- (2) 地域特性や地域の動向を踏まえた対策が必要  
本市の東京湾岸には、広範囲の埋立地があり、また、大規模のコンビナートを擁していることから、このような地域特性や地域の動向を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。
- (3) 効果的なハード・ソフト対策が必要  
施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、様々な分野における対策を検討し、効果的に対策を推進する必要がある。
- (4) 国、県、地域住民、民間事業者等との連携が必要  
本市域のみならず、より広域的な観点を踏まえ、国・県の取組が必要な場合、地域住民、民間事業者が主体となった取組が必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取組が必要な場合等には、国、県、地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

## ● 対応方策の重点化

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。40のリスクシナリオについて、次の4つの視点に基づき、重点化すべきプログラムに係る19のリスクシナリオを選定する。

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
  - ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
  - ③ 市の基本計画に定められた都市像との整合性・関連性の深い事業
  - ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

## ● 計画の進捗管理

- (1) 進捗状況の把握  
地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。
- (2) 計画の見直し  
本計画は、千葉市基本計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられていることから、千葉市基本計画または実施計画の改定に合わせて、計画内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。  
また、本計画は、社会状況の変化や進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、あらためて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応方策について明らかにする。



## 本市における 40 のリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		千葉市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止）
		5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6 食料等の安定供給の停滞
		5-7 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

※網掛けは重点化プログラムに係るリスクシナリオを示す。